（一時差止処分に係る在職期間）

第六条の二　（略）

２　前条第一項第一号イからニまでに掲げる者及び同項第二号イからホまでに掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として勤務した期間は、前項の在職期間とみなす。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四九―五七―二

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	四パーセント級地
宮城県	仙台市　多賀城市	八パーセント級地
	名取市	一パーセント級地
茨城県	（略）	（略）
	取手市	十四パーセント級地
	守谷市	十三パーセント級地
	牛久市	十パーセント級地

改正前

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	三パーセント級地
宮城県	多賀城市	九パーセント級地
	仙台市	七パーセント級地
	名取市	二パーセント級地
茨城県	（略）	（略）
	取手市	十五パーセント級地
	守谷市	十四パーセント級地
	牛久市	十一パーセント級地

（一時差止処分に係る在職期間）

第六条の二　（略）

２　前条第一項第一号イからニまでに掲げる者及び同項第二号イからニまでに掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。